

海産物の購入を勧める電話に要注意！

〈相談事例1〉

今年の初め頃から実家に海産物が配達されていることを知った。詳細を確認すると、認知症の母が複数の業者から勧誘の電話を受け、代引きで受け取っていることが分かった。対処法はあるか。
(年代不明 男性)

〈相談事例2〉

海産物の勧誘電話があった。以前も同様の電話があり断ったので、受け取り拒否をすると伝えると、定価の倍の金額を支払ってもらうと言われ、断り切れず代引きで商品を受け取ったが、クーリング・オフしたい。
(70歳代 男性)

〈アドバイス〉

- 不要である場合は、きっぱりと断りましょう。断ったにも関わらず、一方的に代引き配達で商品が届いたら、受け取り拒否をしましょう。
- 代金を支払い、商品を受け取ってしまった場合でも、事業者に対し返金を求めることができます。
- 事業者からの電話勧誘で契約した時は、クーリング・オフできます。



不安に思った時は、消費生活センターへご相談を 

消費者ホットライン(局番なし) ☎188

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。) ※通話料はすべて有料です

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた 7F】 ☎861-0999

重要なお知らせ

令和8年4月から、小倉北・小倉南・八幡西相談窓口
消費生活相談員(職員)は常駐していません。

ほとんどの消費生活に関するご相談は電話で対応できます。
ご相談は、まず北九州市立消費生活センター(戸畑)(861-0999)までお電話く
ださい。事前相談のうえ、来所の必要がある場合は、ご予約のうえ区の相談窓口
に相談員を派遣します。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



まもりん



みもりん